



(完全参加と平等)

韓国民法第777条に定める親族

1. 8親等以内の父系血族
2. 4親等以内の母系血族
3. 夫の8親等以内の父系血族
4. 夫の4親等以内の母系血族
5. 妻の父母
6. 配偶者

遺族とは、故人の配偶者及び二親等以内の父系血族をいう。

即ち、故人の配偶者、両親、祖父母、子、孫及び兄弟姉妹である。

縁故者とは、韓国民法第777条に規定されている親族のうち、遺族を除いた親族である。